

◎新潟県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条で準用する第18条第18項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年4月25日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市吉井本郷1083番地5 藤井 甚栄

就任年月日 令和7年3月17日